

**東海第二発電所 新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請における  
常設重大事故等対処設備に係る P L M 条文変更の扱いについて**

### 1. 概要

- 東海第二発電所保安規定第 107 条の 2 (原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針) (以下「P L M 条文」という。) について、長期保守管理方針変更に係る保安規定変更認可申請 (補正申請) において、以下の内容を変更し、40 年目から施行されるように申請することを予定している。
  - ①原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備等 (以下「法令改正」という。) に伴う変更のうち、常設重大事故等対処設備 (以下「常設 SA 設備」という。) に対する経年劣化に関する技術的な評価及びこれに基づく長期保守管理方針の策定 (以下「高経年化技術評価等」という。) に関する変更
  - ②40 年目以降の状況に応じた条文の変更 (30 年目長期保守管理方針の見直し規定の削除)
- 上記のうち①については、新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請 (平成 26 年 5 月 20 日申請, 平成 26 年 10 月 16 日一部補正) にて申請していることから、以下の対応を予定している。

### 2. 対応内容：新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請から、P L M 条文の変更認可申請を取り下げ

- 東海第二発電所は、1. ①の変更については、新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請 (平成 26 年 5 月 20 日申請, 平成 26 年 10 月 16 日一部補正) にて申請しており、長期保守管理方針変更に係る保安規定変更認可申請 (補正申請) も行うことで申請内容が重複する。
- 本対応について、先行プラントでは以下の対応を行っている。
  - ・ P L M 条文の変更について、新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請と運転を前提とする長期保守管理方針の保安規定変更認可申請で重複する場合、新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請内容から削除し、長期保守管理方針変更に係る保安規定変更認可申請にて申請している。
  - ・ また上記対応により、1. ①の変更内容が新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請に含まれなくなるが、P L M 条文の変更は、新規制基準適合性に係る許認可とは異なり、高経年化技術評価等に係る認可は運転可否の判断条件となる性格のものではないことから、手続き上、新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請から削除し、長期保守管理方針変更に係る保安規定変更認可申請による申請とすることが適当であることを確認している。
- これを踏まえて、当社東海第二発電所の新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請についても、重複を避けるため削除することとし、長期保守管理方針変更に係る保安規定変更認可申請にて申請を行う。

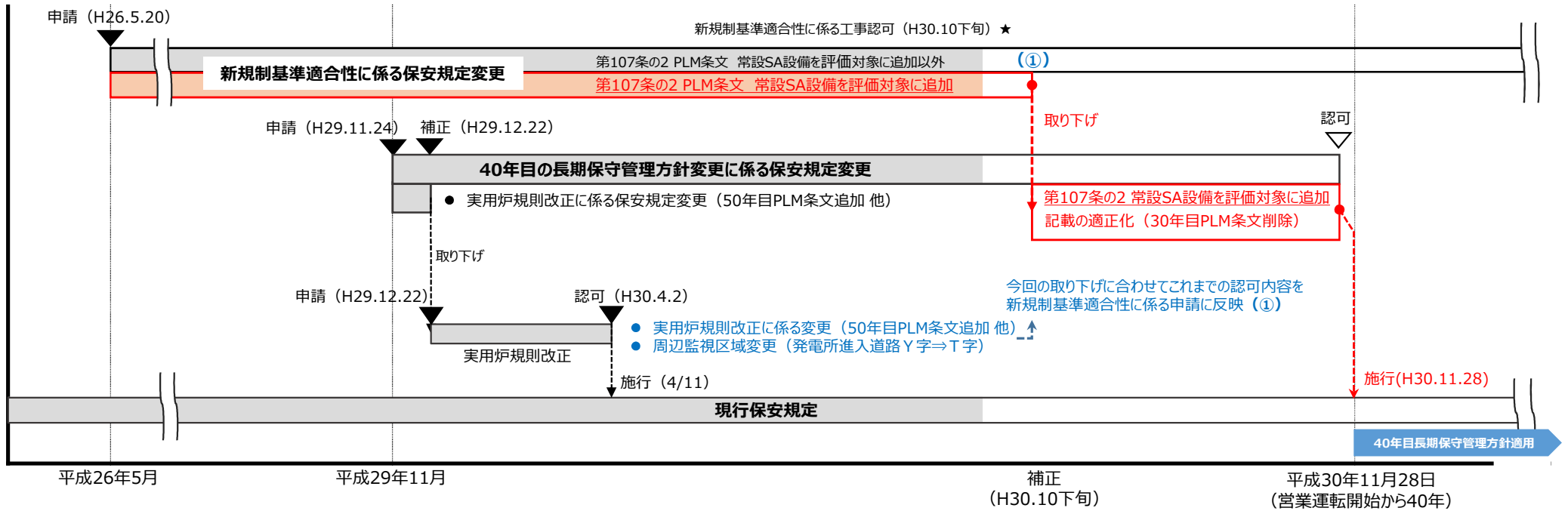
### 3. 既に認可を受けた内容の反映

- 前回補正申請 (平成 26 年 10 月 16 日一部補正) 以降に認可を受けた内容について、上記新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請 (補正) に合わせて申請内容に反映する。

認可内容	認可年月日	変更条文	反映要否*
実用炉規則改正に伴う緊急作業時の被ばく線量	平成 28 年 3 月 24 日認可	第 9 9 条 (線量の評価) 第 1 0 9 条の 2 (緊急時作業従事者の選定) 【新】 第 1 1 6 条の 2 (緊急時作業従事者の線量管理等) 【新】 第 1 1 7 条の 2 (頻度の定義) 【新】 第 1 2 0 条 (記録)	対象条文の申請無し
実用炉規則改正に伴う P L M 条文の変更	平成 30 年 4 月 2 日認可	第 1 0 7 条の 2 (原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)	取下げ
国道 245 号拡幅に伴う周辺監視区域変更		第 9 8 条 (周辺監視区域) 図 9 8	対象条文の図に反映 (発電所進入道路を Y 字から T 字へ変更)
タービン建屋の防護扉設置に伴う管理区域変更		添付 2 (管理区域図) 「12. タービン建屋管理区域図その 2」	対象添付図の申請無し
記載の適正化に伴う変更		第 1 2 0 条 (記録) 表 1 2 0 - 4	対象条文の申請無し

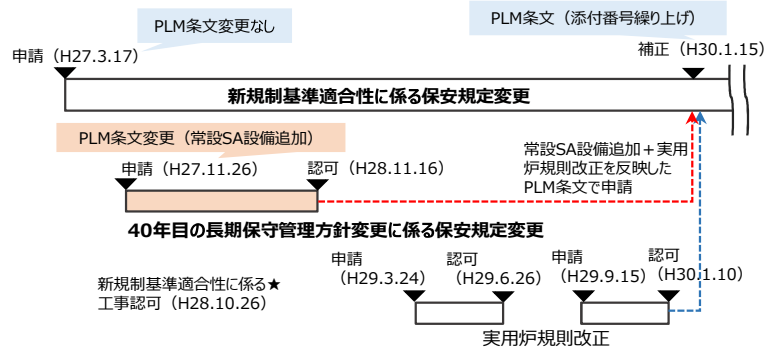
注：上記の変更以外に認可番号、認可年月日の反映を実施。【新】：新規規定条文。※：新規制基準適合性の保安規定変更認可申請書への反映要否

東海第二発電所 保安規定変更（新規制基準適合性に係る保安規定変更、40年目の長期保守管理方針変更に係る保安規定変更）

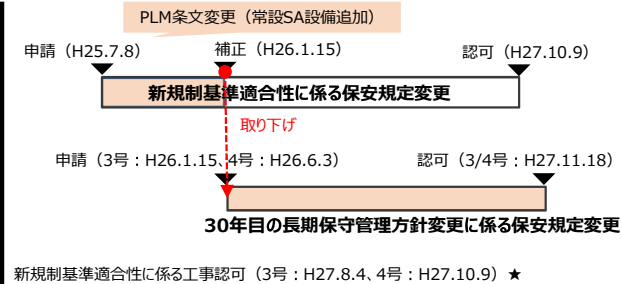


【参考】関西電力（株）保安規定変更（新規制基準適合性に係る保安規定変更、40年目の長期保守管理方針変更に係る保安規定変更）

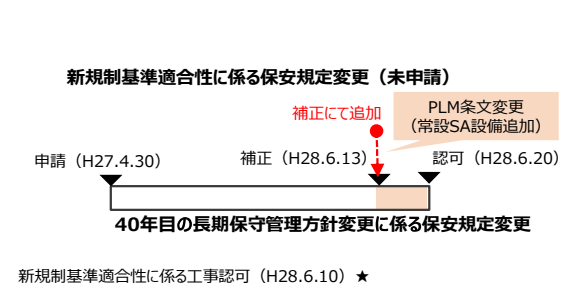
美浜・・・新規制基準適合性申請ではPLM条文を変更せず、40年目PLM（運転延長）にて変更申請



高浜3/4・・・新規制基準適合性申請で申請していたが、30年目PLMにて取り下げ



高浜1/2・・・新規制基準工認認可後、40年目PLMに取り込み（補正）



1. 件名「九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定変更認可申請に関する面談」

2. 日時：平成25年12月11日（水）18時35分～18時55分

3. 場所：原子力規制庁 5階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 安全規制管理官（PWR・新型炉担当）付

廣瀬企画調査官、千葉班長、齋藤班長、関班長

九州電力株式会社 発電本部 原子力経年対策グループ長 他3名

5. 要旨

○九州電力(株)から、現在申請中の新規規制基準適合に係る川内原子力発電所保安規定変更認可申請と、今後申請予定の高経年化技術評価等に係る同変更申請の関係について説明があった。

○原子力規制庁から、同一の条文（第118条の2）について異なる内容の2件の変更申請が重複することとなるため、申請手続き上問題である旨を説明した。

○九州電力(株)から、現在申請中の新規規制基準適合に係る変更申請について第118条の2の改正部分を削除する補正申請を行うとともに、同条の変更を今後申請予定の高経年化技術評価等に係る変更申請において行う方向で検討する旨の回答があった。

6. その他

・事業者からの提出資料 なし

1. 件名「九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定変更認可申請に関する面談」

2. 日時：平成25年12月12日（木）10時00分～10時10分

3. 場所：原子力規制庁 5階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 安全規制管理官（PWR・新型炉担当）付 本多班長、齋藤班長  
九州電力株式会社 発電本部 原子力経年対策グループ長 他3名

5. 要旨

○九州電力(株)から、現在申請中の新規規制基準適合に係る川内原子力発電所保安規定変更認可申請について第118条の2の改正部分を削除する補正申請を行うとともに、同条の変更を今後申請予定の高経年化技術評価等に係る同変更認可申請において行う方向で検討するとしていた件について、以下の照会があった。

・補正申請をすると、現在申請中の変更認可申請は、第118条の2について重大事故等対処設備の追記等の新規規制基準適合に係る変更を行わないものとなってしまうが、新規規制基準適合に係る変更認可申請として成立するのか。

○原子力規制庁から、今回のように新規規制基準適合に係る一体的申請としての保安規定変更認可申請の時期と運転を前提とする高経年化技術評価等に係る同変更認可申請の時期が重なるケースについては重複申請の問題について考慮する必要があること、また、新規規制基準適合に係る許認可とは異なり当該高経年化技術評価等に係る認可は運転可否の判断条件となる性格のものではないことから、手続き上、別途の申請とすることが適当である旨回答した。

○九州電力(株)より、原子力規制庁の回答について了解した旨の回答があった。

6. その他

・事業者からの提出資料 なし

1. 件名「関西電力株式会社高浜発電所の保安規定変更認可申請に関する面談」

2. 日時：平成26年1月9日（木）13時30分～13時50分

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR・新型炉担当）付 森下安全規制調整官、廣瀬企画調整官、齋藤班長、小林安全審査官、武田原子力規制専門員

安全規制管理官（BWR担当）付 上野管理官補佐、大塚原子力規制専門員

関西電力株式会社 原子力事業本部 高経年対策グループ長 他3名

電気事業連合会原子力部 副長

5. 要旨

○関西電力(株)から、現在申請中の新規制基準適合に係る高浜発電所保安規定変更認可申請と、今後申請予定の高経年化技術評価等に係る同変更申請について、同一の条文（第120条の2）に対し異なる内容の変更申請が重複してしまう状態を避けるため、現在申請中の変更申請について第120条の2の改正部分を削除する補正申請を行う予定である旨の説明があるとともに、以下の照会があった。

・補正申請をすると、現在申請中の変更認可申請は、第120条の2について重大事故等対処設備の追記等の新規制基準適合に係る変更を行わないものとなってしまうが、新規制基準適合に係る変更認可申請として成立するのか。

○原子力規制庁から、今回のように新規制基準適合に係る一体的申請としての保安規定変更認可申請の時期と運転を前提とする高経年化技術評価等に係る同変更認可申請の時期が重なるケースについては重複申請の問題について考慮する必要があること、また、新規制基準適合に係る許認可とは異なり当該高経年化技術評価等に係る認可は運転可否の判断条件となる性格のものではないことから、手続き上、別途の申請とすることが適当である旨回答した。

○関西電力(株)から、原子力規制庁の回答について了解した旨の回答があった。

○電気事業連合会から、この考え方の他プラントへの適用について照会があった。

○原子力規制庁から、新規制基準適合に係る一体的申請としての保安規定変更認可申請の時期と運転を前提とする高経年化技術評価等に係る同変更認可申請の時期が重なるケースについては、同様の見解である旨を回答した。

○電気事業連合会から、運転を前提とする高経年化技術評価以外の保安規定変更認可を要する事案が生じた場合の重複申請に係る取扱いについて照会があった。

○原子力規制庁から、変更の内容によってケースバイケースで判断することになる旨を回答した。

○電気事業連合会から、原子力規制庁の回答について了解するとともに、本日の議論の

内容について各社へ周知する旨の回答があった。

6. その他

- ・事業者からの提出資料 なし